

学校で **けが** したら？



医療費は

災害共済で！！

乳幼児等医療給付制度は利用できません！！

美咲町の学校は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害給付制度」に加入して、児童生徒の不慮の事故に備えています。

通学途中を含む学校でのけがについては、この災害給付制度の対象です。

※学校でのけがで病院へ行くときは、養護教諭に連絡してください。

学校でのけがで病院を受診するときは、窓口で健康保険証だけ提示して、医療費をいったんお支払いください。（後日、学校を通じて災害給付金が支払われます）

【美咲町乳幼児及び児童・生徒医療費受給資格者証】は、提示しないでください。

この災害給付制度では、医療費のすべてと加算金が給付されるので有利です。

初診から治癒までの治療費＋薬代の総額が、

5,000円以上（窓口負担額1,500円以上）→保険証のみ提示し、立て替え払いをしてください。

5,000円未満（窓口負担額1,500円未満）→保険証＋乳幼児等医療費受給資格者証を提示してください。（窓口支払なし）

※スポーツ振興センターからの給付が認められなかった場合は、病院等の領収書、印鑑、通帳をもって町保健福祉課（本庁及び支所）で手続きすると医療費等が返却されます。

※詳しいことは、学校の養護教諭にご相談ください。